

平成二十九年十二月六日提出
質問 第八八号

先制攻撃の違法性に関する質問主意書

提出者 本多平直

先制攻撃の違法性に関する質問主意書

十二月一日の衆議院安全保障委員会における私の質問に対する河野外務大臣の答弁は、「先制攻撃は国際法上違法である。」とのこれまでの政府見解を逸脱しているとも捉えられかねないものであると考える。

したがって、次の事項について質問する。

一 二〇一五年五月二十七日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会での岡田克也委員の質問に対する岸田外務大臣の答弁「国際法上は、予防攻撃も先制攻撃も認められておりません。これは国際法に違反するものではありません。」、また安倍内閣総理大臣の「国連憲章で先制攻撃は違法とされているわけでございます」との答弁は、現時点でも日本政府の見解であると考えてよいか。

二 本年十二月一日の衆議院安全保障委員会での「我が国は、国際法上、予防攻撃、先制攻撃は違法という認識でよろしいでしょうか。」との私の質問に対する河野外務大臣の「一概には言えないだろうと思います。具体的にそれぞれの事象に適して、国際法に違反しているものは違反しているし、適しているものは適しているということになると思います。」との答弁は政府見解との関係でどう理解すればよいか。

右質問する。